

7. 分野別方針

7-1. 土地利用に関する方針

(1) 市街地ゾーン

本市の市街化区域を市街地ゾーンと位置づけ、土地利用区分ごとの将来的な土地利用方針を以下のとおり設定する。

土地利用区分		土地利用方針
住宅地	①一般住宅地区	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の土地利用で大部分が住宅地として利用されている、あるいは今後住宅地としての土地利用が見込まれる地区を位置づける。 ・都市中核部や幹線道路沿道を除いて既存市街地の大部分を占める地区である。 ・一部工業系・商業系用途の混在も見られるものの、住宅地としての環境整備を図っていく地域である。 ・密集住宅地として位置づけられている区域は、行き止まり道路で住宅地が構成されているところが多いことから、住宅地内幹線道路の整備を検討する。
	②低層住宅地区	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、良好な住環境を形成している地区を位置づける。 ・敷地の細分化を防ぎ、より住環境の向上を図るため、地元意向を把握しながら、建築協定や緑地協定及び地区計画などの導入を検討する。
	③新市街地地区	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道商業地や良好な住宅地として整備を進めるため、幹線道路沿道の市街化区域編入地区を新市街地地区と位置づける。 ・住商の複合的な機能整備に合わせて都市計画道路の整備等を推進することが効率的であることから、土地区画整理事業等の面的整備事業による市街地整備を検討する。 ・地区の土地利用を推進するにあたっては、県の都市計画区域マスタープランとの整合を図るものとする。
工業地	①住工共生地区	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅と軽工業の混在状態が継続している地区を位置づける。 ・地域産業の振興を図る視点から、住環境と共生しながら軽工業の操業環境を改善していく「住工共生のまちづくり」の推進を図る。
シビックコア地区		<ul style="list-style-type: none"> ・市役所を中心に、国や県の広域的行政施設が多く立地している地区であり、沿道緑化も進んでいることから広場や緑地等の市民交流機能の整備を図る。
都市核地区	①商業・業務地区	<ul style="list-style-type: none"> ・近鉄大和高田駅から近鉄高田市駅を結ぶ県道大和高田斑鳩線沿道地区は、本市の商業・業務・文化等都市機能の集積する、市の顔と呼ぶべき地区であり、商業業務機能の拠点として位置づけ、活性化を図るものとする。 ・近鉄大和高田駅、近鉄高田市駅及びJR高田駅は交通結節点としての機能を強化するとともに、周辺地区の近隣商業地の活性化を推進し、生活基盤の充実を図る。
	②歴史地区	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が寺内町として繁栄してきたことを現在に伝える旧商家や旧銀行建物、寺社が立地していることから、本市の寺内町としての歴史を体感できる地区として、まち並み保全等を図るとともに、地元への啓発を推進する。

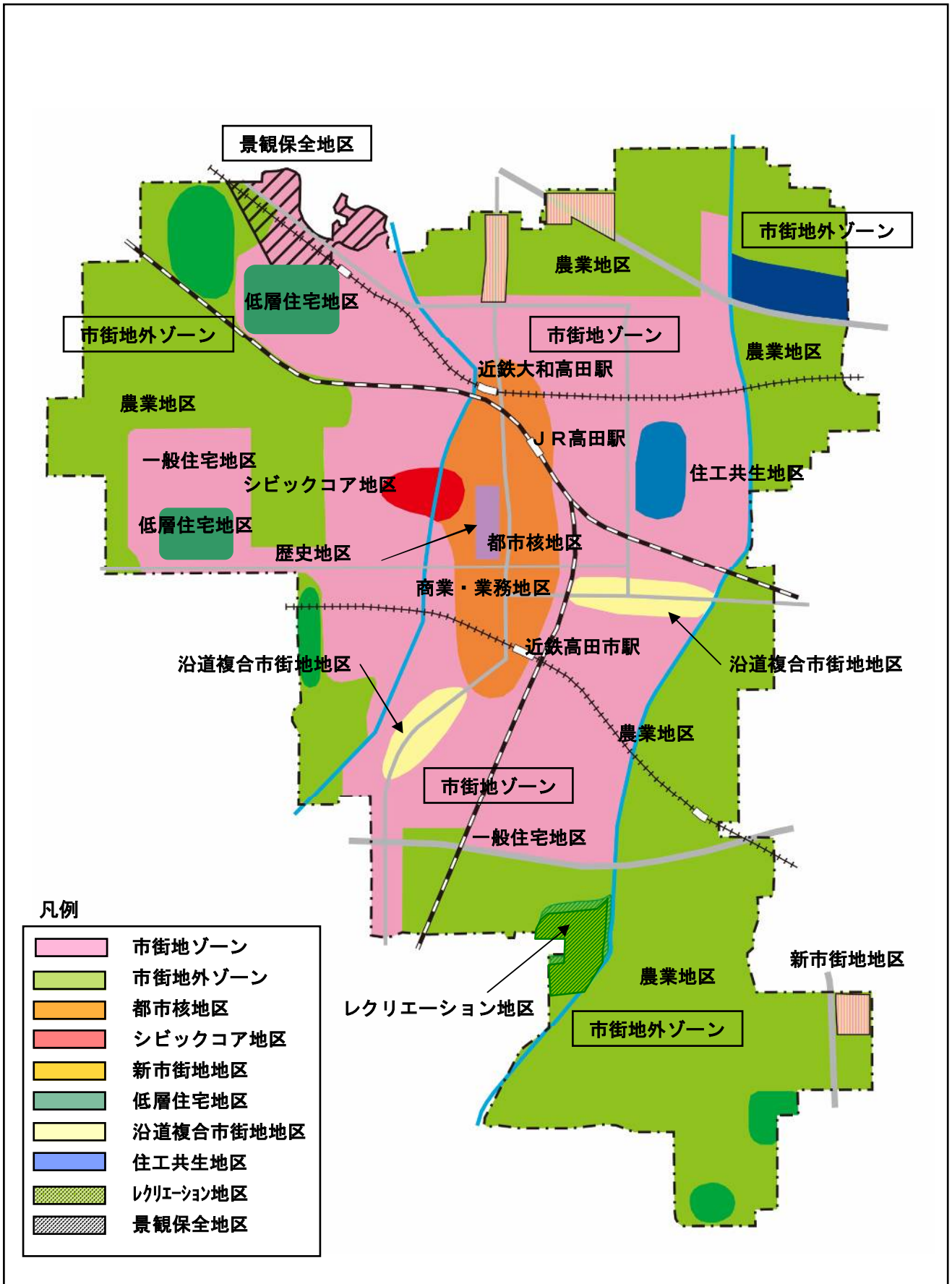
沿道複合市街地地区	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 24 号及び国道 165 号沿道地区を位置づける。 ・市内で最も交通量の多い幹線道路であり、沿道地区では商業・沿道サービス施設が複合的に立地していることから、まちのにぎわいづくりのために適切な用途の施設の誘導を図る。
-----------	---

(2) 市街地外ゾーン

本市の市街化調整区域を市街地外ゾーンと位置づけ、土地利用区分ごとの将来的な土地利用方針を以下のとおり設定する。

土地利用区分	土地利用方針
①農業地区	<ul style="list-style-type: none"> ・一団の農地を形成し、旧住居地区（農業集落）と一体となって農業景観を形成している地区を位置づける。 ・農業基盤の整備を図るとともに、区域指定地区制度を活用して農業・旧住居地区の活性化を図る。
②景観保全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市北西部の築山・大谷地区は馬見丘陵の南端部にあたり、貴重な丘陵景観を有していることから、将来とも良好な景観を保全するため、土地利用や景観について規制誘導策の導入を検討する。
③レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none"> ・大和高田市総合公園には、温水プール、多目的グラウンド、テニスコートなど心身のリフレッシュのための新しい施設が整っていることから、レクリエーション地区として位置づけ、市民の健康づくりの場として、また憩いの場として活用を図る。

【土地利用構想図】



7-2. 市街地整備に関する方針

(1) 現状と課題

市街地の現状

本市の市街地は住居系土地利用が多く、商業・業務系土地利用は、幹線道路沿道に集中している。中心市街地では商店街が多く見られるが、橿原市などの商業開発の影響もあってその多くはシャッター通りとなりつつあり、本市の中心市街地の衰退を表している。

また、本市の中心市街地は第4次大和高田市総合計画においては、商業・業務・文化等の都市機能の集積する拠点性の高い商業・業務地区として「都市核」が位置づけられており、中心性の高い拠点地区の形成が方針づけられている。

市街地整備の課題

- 市民の定住意欲をかき立てる都市機能の集積の促進
- 「歩いて暮らせるまちづくり」に向けた良質な歩行空間の整備
- 市街地内の都市環境の充実
- 利便性の高い生活空間として再生

(2) 市街地整備の基本方針

本市の中心部は、伊勢街道や竹ノ内街道が通り、内本町、南本町地区に見られるように古くから市街化が進んでいたが、大阪や奈良の大都市圏に近いという立地条件もあって急速に市街化が進んだため、都市基盤整備の遅れや用途の混在などの課題を有している。

また、市街化区域内においても農地が多く残されており、その計画的な宅地化や都市環境形成及び防災面での活用が求められている。

人口減少社会を迎えて、住宅市街地の拡大が困難ななか、良好な市街地形成のためには、既成市街地の都市機能の更新や充実に推進することが必要なため、地区計画制度などの活用を図るとともに、狭隘道路解消に向けた小規模土地区画整理事業の導入などを検討する。

また、既成市街地内に残る生産緑地を活用し、市街地内に緑地等を確保しうるおのいる都市環境の形成を図るものとする。

新市街地地区は、平成23年5月に市街化区域に編入された地区であるが、隣接市における土地利用との整合を図りながら、沿道商業機能なども含めて生活環境の整った市街地の形成を図るものとする。

①新市街地地区

- ・新市街地地区は、隣接する広陵町や橿原市の土地利用現況と整合を図った住居系用途地域が指定されていることから、沿道の開発動向を見計らいながら、土地区画整理事業や地区計画等により計画的な市街地を形成する。また、開発にあたっては、隣接する農地への影響を最小限に留めるとともに、田園景観との調和に配慮する。
- ・京奈和自動車道沿道の新市街地周辺は、住宅と農地を中心に一部工業系用途の建物が立地しており、京奈和自動車道の供用に伴い開発圧力が高まることが予測されること

から開発動向を見極めて市街化区域へ編入することを検討する。

②既成市街地

1) 都市核

ア) 主要3駅周辺

本市の中心部が高齢社会を迎える中で、高齢者も含めた多くの人たちが暮らしやすいまちにするには、拡散に歯止めをかけ、人々がアクセスしやすい生活拠点をつくる必要がある。このため、本市の主要3駅を中心に様々な都市機能がコンパクトに集積し、アクセスしやすい「歩いて暮らせるまちづくり」を、本市の個性や歴史を活かしながら進めることを検討する。

また、「歩いて暮らせるまち」とは、公共交通や自転車・徒歩で、日常生活を営むことができる効率的な都市構造をもち、自動車に過度に依存しないことで消費エネルギーを抑えた、環境負荷の少ない都市形態であり、郊外型大型店舗の進出によって中心市街地の商店が失った活気を取り戻すという期待も含まれている。

以上の考えに基づき、主要3駅周辺において、下記の検討を進めるものとする。

- ・市民の日常生活へのニーズに対応し、商業機能の集積と充実を図り中心市街地の活性化を推進するとともに、三つの駅を活用した幅広い世代が定住できる都市型住宅の立地などを図り、市の中心部に居住するあらゆる世代が歩いて暮らせるまちづくりを推進する。
- ・住居系とも調和のとれた都市機能の充実を図り、商業・業務機能をはじめ医療・福祉機能や文化・交流機能などに係る中心性の高い拠点形成を進める。
- ・特に近鉄大和高田駅とJR高田駅周辺については、生活拠点を創出するために市街地再開発などの導入を検討する。
- ・市民の日常生活の利便性を一層高めるために、歴史の散策路などを設定し商店街に人の動線を確認して活性化を推進することにより近隣商業機能の充実を図る。
- ・土地利用計画における「商業・業務地区」内の商店街は中和地域の商業・業務機能が集積していたエリアで、現在では「シャッター通り」となっているところが多いが、今後の高齢社会に向けた「歩いて暮らせるまちづくり」を進めるための重要な機能を有していることから、商業者との協働による近隣商業機能の再生を図る。

■歩いて暮らせる街づくり

地域のさまざまな工夫や発想を源泉に、生活の諸機能がコンパクトに集合し身近に就業場所のあるバリアフリーの街において幅広い世代が交流し、助け合うことなどを通じ、身近な場所での充実した生活を可能とするとともに、これからの本格的な少子・高齢社会に対応した安心、安全でゆとりのある生活を実現しようとする試みである。

イ) 歴史地区

- ・主要3駅のほぼ中心に位置する本町・市町に展開する「歴史地区」は、専立寺を中心とした寺内町の歴史を持つ地区であり、「本町通り」と「市町通り」沿いに、商店街と歴史的な町並みが共存している地区である。本地区では、平成18年から県のまちづくりモデル事業を導入し、「本町・市町地区まちづくり協議会」を設立して、まちづくり活動を行っているところであり、住民合意のもとに地区のまち並みの保全再生について

で継続して検討を行う。

- ・本町・市町周辺の商業機能の再生にあたっては、本市の歴史を留める地区として建物や蔵などの修景保全など地元への啓発を行うとともに、都市計画道路や駐車場の整備を進め、商店街と歴史地区の回遊性を高めることにより来訪客の増加を図り、地区の再生を推進するものとする。
- ・また古代の飛鳥時代に造営された横大路が市内を東西に貫通しており、古代から中世にかけての本市の歴史を顕彰することにより、古代大和の歴史を考える地区としての再生も検討する。

【高田寺内町パンフレット】

注) このマップは、「大和高田市本町・市町地区まちづくり協議会」と「なら・まちづくりコンシェルジュ (奈良県)」が協働で作成されたものです。

2) 既成市街地（都市核を除く）

ア) 密集住宅市街地

- ・既成市街地の南部に存在する密集市街地については、行き止まり道路による住宅街区形成が多くみられることから、民間の平面駐車場や空き地、小規模公園などを活用して防火水槽や消火用水（地上設置型）など、地区の特性を活用した防災施設整備を検討する。

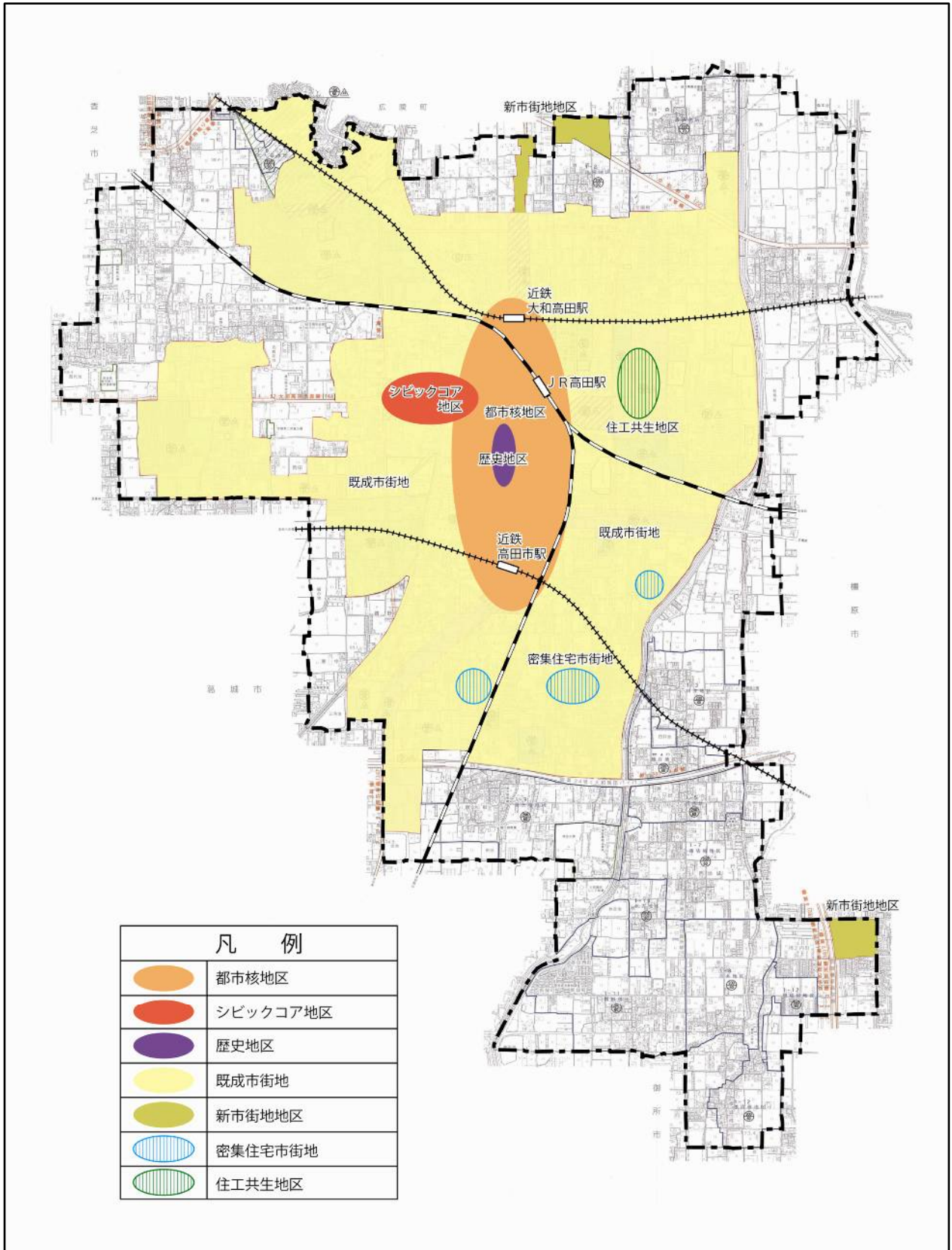
イ) 住工共生地区

- ・住宅と工業の混在が見られる地区では、区画道路の整備を行い居住環境の改善を図るとともに、工場の空き地などを活用して居住環境の向上に寄与する緑化などを促進するなど、住工共生のまちづくりを誘導する。

ウ) 工業地区

- ・本市の市街地における土地利用は、住宅が中心であり工業系土地利用の比率は少ないことから、現在の工業系土地利用については拡大を図ることは考えないものとする。ただし、本市の製造品出荷額の低さを考えると、工業導入の検討が必要であり、必要な場合は市街化調整区域内において既存で工業集積のある地区を対象に導入を考慮する。

【市街地区分図】



7-3. 道路に関する方針

(1) 現状と課題

道路整備の現状

本市の北部には「中和幹線」、南部には「国道 24 号大和高田バイパス」の広域交通路が供用され、これらの幹線道路と連絡する道路の交通量も増加傾向を示している。また現在事業中の「京奈和自動車道」が供用されれば東西・南北方向の広域幹線ネットワークが形成され、鉄道と併せて大都市との近接性が高いまちとなることが予測される。

市内の道路整備は都市核を中心として東西・南北方向の交通軸整備を進めてきており、今後は広域交通ネットワークの形成に伴い、通過交通を排除する道路や中心市街地に誘導する道路など、将来のまちづくりを見据えた道路整備を推進することが求められる。

道路整備の課題

- 広域交通ネットワーク及び地域交通ネットワークを活用した地域活性化の推進
- 戦略性をもった計画的な道路整備の推進
- 住宅地内の生活幹線道路の整備の推進

(2) 道路整備の方針

広域幹線の供用に伴い、高まりつつある交通渋滞を解消し、広域及び市内の円滑な交通利便性を確保することにより、利便性の高い市街地を形成するとともに、市街地の土地活用を促進し、良好な居住環境を備えた活気のあるまちを形成するため、機能に応じた体系的な道路網を形成する。

また、増加している交通量については、これらを通過交通とせず、まちなかに誘導することによって都市核の活性化につなげることも検討する必要がある。

このような状況を踏まえ、道路整備の方針を以下のとおり設定する。

①都市の骨格を形成する道路網の段階的整備

道路の段階構成を明確にし、各道路が担うべき役割のもとに、整備の優先順位付けを行い、住宅地への通過交通を排除するとともに、商店街等が集積する中心市街地へ円滑に移動できるようにし、地域の活性化を推進する。

- ・京奈和自動車道の整備促進の積極的な働きかけ

②市街地内の街路の整備

良好な市街地を形成するために、都市計画道路の円滑な整備を促進するとともに、良好な沿道景観形成と合わせた快適な歩行者・自転車空間を整備し、アメニティ豊かな市街地を形成する。

- ・(都) 本郷大中線（高田川右岸道路から本町まで）の整備

③主要駅と活性化施設等との連携

市内主要駅と商店街、文化会館（さざんかホール）、歴史地区など集客力のある施設との有機的な連携を図るため、主要集客施設相互の連携も考慮して地域性のある道路

舗装の整備や案内板等の設置を推進する。

また、集客施設のみならず、図書館や福祉施設などについても生活支援施設として駅やバス停などとの連携を考慮した道路整備を検討する。

④生活道路の整備

市内の地域間を連絡する主要な市道の整備を進めるとともに、密集市街地を形成している地区については主要道路の拡幅を検討しつつ、行き止まり道路が多い地区は地元主体を考慮し、地元主体の防災対策なども併せて検討する。

⑤施設の長寿命化

既存都市施設の耐用年数まで有効活用するため、施設の長寿命化計画の策定と長寿命化事業を実施する。

また、費用便益分析（B/C）等を行うなど将来に向けた効率的な施設計画を行う。

- ・市が管理する延長 15m以上の橋梁のうち 20 橋の長寿命化対策の実施。

6) 歩行者・自転車ネットワークの形成

本市の歴史地区の回遊性を高めるとともに、歩いて暮らせるまちづくりを進めるため、主要駅や商店街、不特定多数が利用する公共施設などを連絡する歩行者ネットワークの形成を図る。

また、市民のみならず来訪者も市内をゆっくりと回遊できるよう自転車ネットワークの構成に努める。

7-4. 公共交通に関する方針

(1) 現状と課題

公共交通の現状

本市の鉄道網は、近鉄大阪線、同南大阪線、JR和歌山線、同桜井線の4線が通り、近鉄線5駅、JR線1駅が設けられており、鉄道利便性が高いまちである。乗降客数を見ると近鉄大阪線大和高田駅、近鉄南大阪線高田市駅が多く、大阪方面とのつながりが大きい。

路線バスは、近鉄大和高田駅前の奈良交通バスターミナルを拠点として運行されており、運行本数をみると市南部の葛城市や御所市方面が多く、南北の公共交通軸を形成している。

また、コミュニティバスについては、市民の利用利便性を高めるため、運行本数の増便など、生活交通環境整備について検討する必要がある。

公共交通の課題

- 近鉄南大阪線高田市駅の駅前広場の拡張
- コミュニティバスの活用による生活交通環境の向上
- 市街地内における駐車場・駐輪場の設置
- 交通環境の向上による定住人口増

(2) 公共交通の方針

「歩いて暮らせるまち」の形成には、公共交通利用は不可欠の要素であり、同時に車が排出する CO₂ 削減にも役立つものである。このため、公共交通の利便性を高め依存率の向上を図ることを目的として以下の検討を進めるものとする。

①主要鉄道駅周辺整備

主要鉄道駅 3 駅について周辺施設との連携を考慮した整備を図る。

- ・近鉄大阪線大和高田駅とさざんかホール、歴史地区とを連絡するルートの整備と駅前における案内板等の整備を推進する。
- ・近鉄南大阪線高田市駅の駅前広場の拡張再整備を検討する。
- ・近鉄南大阪線高田市駅と歴史地区とを連絡するルートの整備と駅前における案内板の整備を図る。
- ・J R 高田駅とさざんかホール、歴史地区、天神橋商店街等を連絡するルートの整備と駅前における案内板等の整備を図る。

②地域交通の充実

地域交通としてのコミュニティバスは、住民の足として重要な位置にあるものであり、鉄道駅から路線バス及びコミュニティバスへの円滑な乗り換えを確保するとともに、利用者の利便性を高め、乗降客数の増加を図る。

- ・路線バスの運行本数の増加や運行時間の延長、及び車両の低床化などについて、民間事業者との協議を進める。
- ・コミュニティバスについては、利用者の意向等を踏まえながら運行本数の増加について検討するとともに、運行系統を分割して利用者数に応じて運行本数を増やすなど利用者の動向に合わせた利用について検討する。また、鉄道ネットワークとコミュニティバスネットワークの有機的な連携を図り、本市の地域交通ネットワークの形成を推進する。

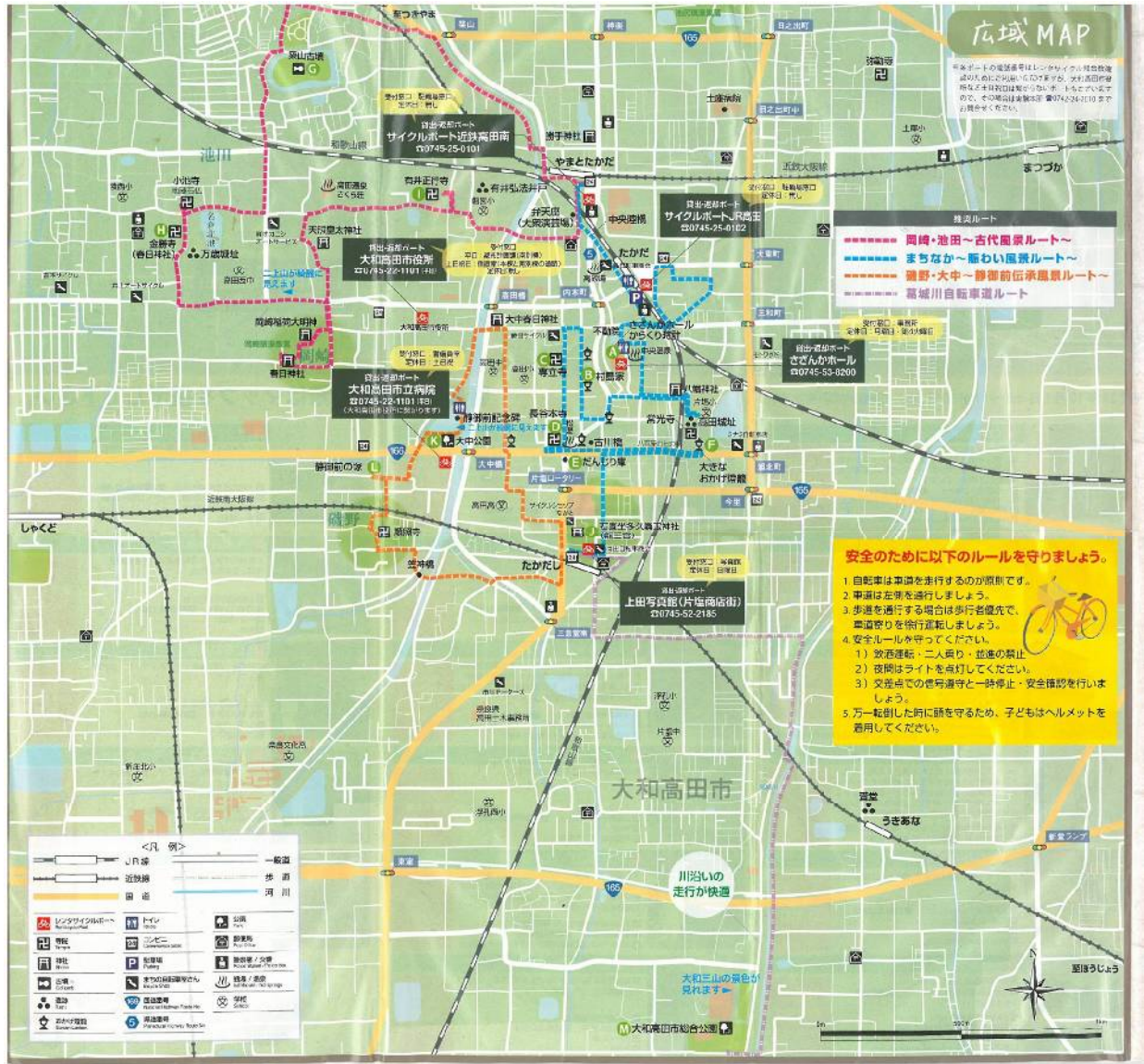
③公共駐車場・駐輪場

公共駐車場については、現在 J R 高田駅西側に都市計画施設として立体駐車場が整備されており、駐輪場は次ページの表のとおり鉄道各駅に設置されている。また、平成 23 年 10 月から 11 月末まで近鉄大和高田駅南の駐輪場を中心に、レンタサイクルの社会実験が行われたところであり、今後自転車利用の需要が増大していくものと予測される。

歩いて暮らせるまちづくりの推進を支援するためには、公共交通をはじめ自転車利用の需要に対応することが重要であり、市街地内に駐車場・駐輪場の設置を促進するとともに、サイクル&ライド（自転車とバス、鉄道乗り換え）、バス&ライド（バスと鉄道の乗り換え）の利便性を高めるため、以下の整備等を検討する。

- ・歴史地区の回遊性を高め、併せて商店街機能の強化を図るため、歴史地区内に立地する公共公益施設内や空き店舗を活用した駐輪場の設置を検討する。
- ・公共公益施設内における駐輪場は、商店街振興会等が管理主体となるよう地元調整を図ったうえで駐輪場の設置を検討する。
- ・レンタサイクル社会実験の結果を踏まえつつ、事業としての継続を前向きに検討する。
- ・自転車が安全に走行できる自転車道もあわせて検討する。

【レンタサイクル社会実験パンフレット】



【市営有料駐車場の概要（共有サイクルポート）】

施設名称	自転車 定期	自転車 一時	ミニバイク 定期	ミニバイク 一時	総台数	オープン
サイクルポート 近鉄高田北	547台	コインポスト 62台	462台	38台	(1,111台)	平成5年5月1日
サイクルポート 近鉄高田南	1,962台	コインポスト197台	—	—	(2,159台)	平成5年8月1日
サイクルポート JR高田	504台	71台	155台		(730台)	平成5年8月1日
サイクルポート 高田市駅	282台	38台	20台	8台	(348台)	平成8年10月1日
サイクルポート 松塚駅	222台	コインポスト 15台	39台	コインポスト 10台	(286台)	平成7年4月1日
サイクルポート 浮孔	168台	コインポスト 32台	42台	コインポスト 21台	(263台)	平成18年9月1日
JR高田駅西側駐車場 サイクルポート JR高田西	191台	—	—	—	(191台)	平成8年9月1日
JR高田駅西側駐車場 駐車場	約85台	—	—	—	268台	

(資料：平成 22 年度市生活安全課)

7-5. 公園・緑地に関する方針

(1) 現状と課題

公園・緑地の現状

本市には山間部がなく平坦な地形で構成されていることから、北部の大谷山や領家山などの丘陵地や築山古墳などは貴重な緑地となっている。レクリエーション施設としては大和高田総合公園や大中公園があり、市民の健康づくりや休養の場として利用されている。

また、本市には、高田川や葛城川などの河川やため池などが多く存在し、まちなかには寺社林なども存在していることから、これらを活用することにより公園・緑地機能を補完することも可能である。

公園・緑地の課題

- 河川やため池、古墳群等の既存緑地資源の活用
- 緑地資源等を活かした緑のネットワークの形成
- 民有地の活用

(2) 公園・緑地の整備方針

①緑地軸の設定

大和高田総合公園や大中公園は、市民の健康づくりや休養の場として重要な役割を有していることから、公園の役割に応じた周辺整備を検討する。

- ・大中公園の近くを流れる高田川について、高田川河川環境軸として高田川西岸の遊歩道・自転車道整備をすすめ、休養・保養空間ネットワークの構築を検討する。
- ・大和高田総合公園の近くを流れる葛城川について、葛城川河川環境軸として堤防道路の遊歩道・自転車道整備をすすめ、健康づくり空間ネットワークの構築を検討する。
- ・J R高田駅からシビックコアゾーンにいたる道路については、沿道景観シンボルロード軸として沿道緑化に努めるとともに、高田川河川環境軸や葛城川河川環境軸とのネットワークの構築を図る。

②既存緑地資源の活用

本市は公園面積が少ないことから、既存の公園・緑地機能を有する資源を活用し、ネットワークを構築することにより緑地環境の向上を図る。

- ・市内に多く見られる河川やため池を活用し、積極的な緑化や親水空間化に努めるとともに、市内の公園・緑地との有機的連携を図り緑地ネットワークを形成する。
- ・市の北部に残る古墳群等については、歴史文化遺産として保全を図りつつ、その緑地機能を活用し周辺も含めた公園的利用を図る。

③民有地の緑化推進

本市の少ない公園面積を補完し、市全体の緑地環境の向上を図るため、民有地の緑化を推進するとともに、住宅地等の開発にあたっては積極的な緑地を確保するための規制誘導策を導入する。

- ・都市核の住宅地や住工共生地区における緑地協定の導入を検討する。
- ・新市街地においては、良好な緑地環境を形成するよう、地区計画の導入を図る。

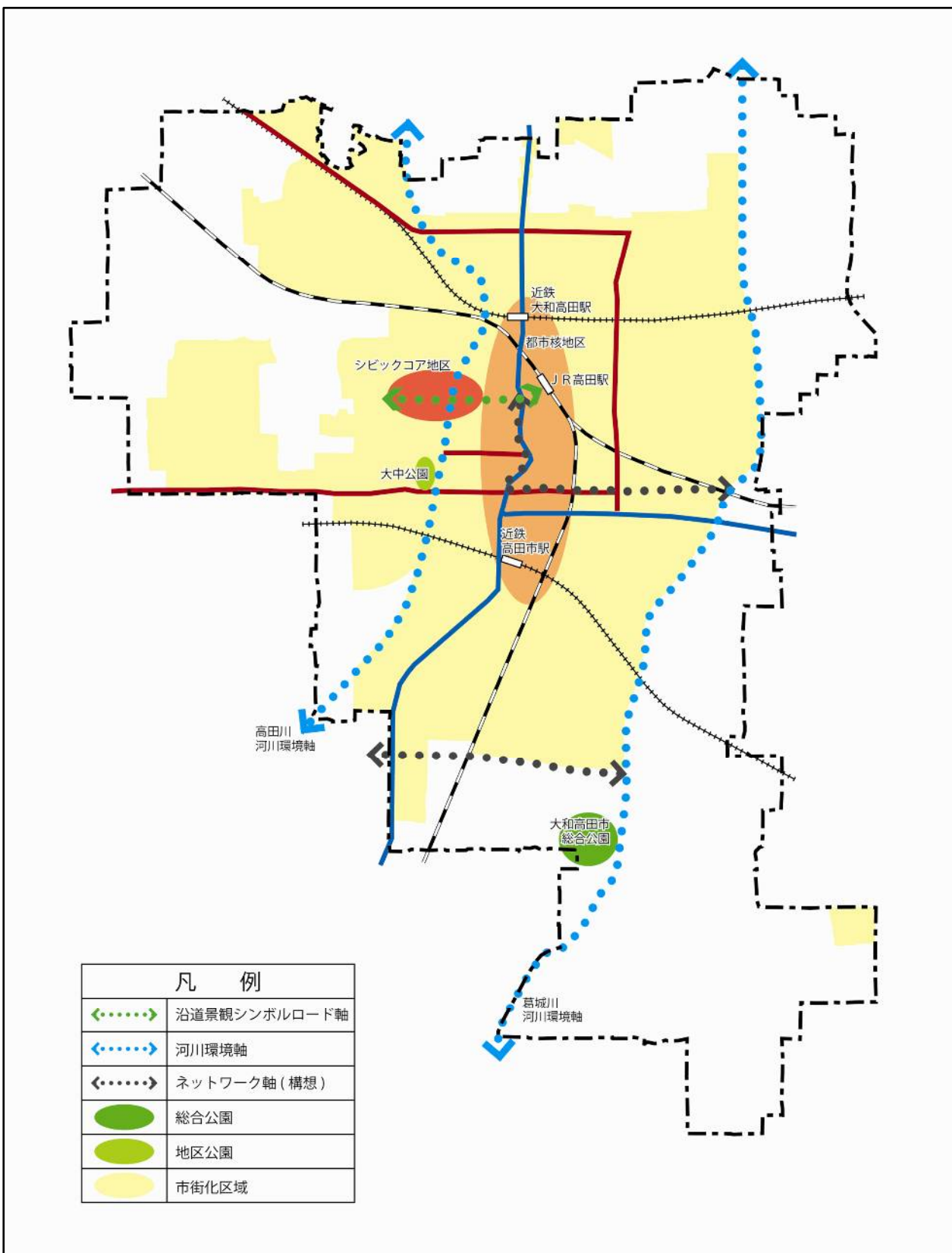
④遊休農地の活用

市街化区域内に散在する生産緑地については、都市内の貴重な緑空間として維持保全を図るとともに、遊休農地となりつつある農地は、貸し農園として再生を図るなど、緑地環境の維持保全を図る。

また、市街化調整区域において後継者や委託者がいないことにより遊休農地となりつつある農地については、関係機関等も交えて活用方法について検討する。

- ・地域住民などによる農園管理NPO等の設立について、関係機関等を交えて検討する。
- ・遊休農地に関する情報の収集・蓄積に努め、交換分合などにより1カ所に集約して活用するなど、有効活用について関係者等を交えて検討する。

【公園・緑地整備方針図】



凡 例	
	沿道景観シンボルロード軸
	河川環境軸
	ネットワーク軸 (構想)
	総合公園
	地区公園
	市街化区域

7-6. 河川等に関する方針

(1) 現状と課題

河川等の現状

市内には、大和川水系の1級河川が12河川、準用河川は1河川、普通河川が49河川あり、都市下水路に指定されている河川が3河川ある。1級河川のうち、水防警報指定河川は、高田川、曾我川、葛下川の3河川である。

奈良県の「浸水常襲地域における減災対策緊急プログラム」では、本市に係る地区は10地区あるが、平成23年5月時点で本市の対策率は、90%以上となっている。

ため池についても、その貯水機能に着目した整備が進められている。

河川等の課題

- 近年の集中豪雨や台風による水害被害の拡大傾向への対応
- ため池の老朽化と流域の開発に伴う流出量の増大による洪水吐の流下能力不足

(2) 河川等の整備方針

①洪水防除対策

近年の集中豪雨や台風被害は、従来想定されていた時間降雨量を超え、地域に甚大な被害をもたらすことから、県と十分な協議を行いながら洪水防除対策に努めるものとする。

- ・県との協力のもと、市内で10カ所設定されている河川の改修については、できるだけ早期の整備を図る。
- ・老朽化したため池の整備を推進するとともに、治水機能や親水機能、緊急時の水源機能などため池の持つ多面的機能を活用し、多目的利用を図る。

②河川の水質改善

一級河川大和川の水質浄化に寄与するとともに、市内の河川の親水機能を高めるため、河川の水質浄化を推進する。

- ・公共下水道整備の推進を図るとともに、生活雑排水の公共流域への適切な放流に関する啓発に努める。

③親水空間整備

市内には62河川（都市下水路を除く）があり、ため池も多い本市の特性を活用した水と緑豊かな地域の形成に向け、安全性の確保を考慮しつつ、憩いの場や景観スポットなど（親水ポケットパークなど）の整備を検討する。

7-7. 公共下水道に関する方針

(1) 現状と課題

下水道の現状

本市の下水道整備率は県下でも低い方であり、水質改善の面からも計画的な下水道整備が求められる。また整備の進捗に対応して各家庭での円滑な公共下水道への接続や既存施設の良い維持管理に努める必要がある。

下水道の課題

- 計画的な整備推進と既存施設の良い維持管理
- 区域指定地区制度による公共下水道整備区域外の開発行為への対応

(2) 下水道の整備方針

①下水道施設の利用促進

- ・未接続の世帯に対して、公共下水道への早期接続の必要性に対する理解を啓発し、水洗化率の向上を促進する。

②施設の長寿命化の推進

- ・既存施設の良い維持管理に努め、施設や設備の長寿命化を推進する。

③区域指定地区等における排水処理の誘導

- ・市街化調整区域における区域指定地区制度の活用による住宅開発の進展を考慮し、開発許認可担当部局との調整を図りつつ、生活雑排水と汚水とを処理する合併処理浄化槽の設置を誘導する。

7-8. その他都市施設に関する方針

7-8-1. 上水道の整備方針

(1) 現状と課題

上水道の現状

本市の上水道普及率は 99.9%で整備は完了していることから、今後は安定供給していくための維持管理の充実が必要である。

上水道の課題

- 安定した給水の確保
- 良質な水源の確保
- 災害時における上水の安定供給のための複数の供給ルートの確保

(2) 上水道の整備方針

将来にわたり、安全でおいしい水を安定的に供給するため、施設の耐震化や計画的な設備の維持更新を図る。

①安全性の確保

- ・上水道の水質管理や施設管理のシステムの更新を検討する。

②安定した水の供給

- ・地震災害時においても水の安定供給を図るため、施設の耐震化を促進する。
- ・更新を迎える施設や設備については、計画的な更新を推進する。

③複数の供給ルートの確保

- ・現在 1 系統しかない供給ルートについて、県と協議しながら複数ルートを確保し、災害時における上水の安定供給をめざす。

7-8-2. 廃棄物処理施設の整備方針

(1) 現状と課題

廃棄物処理施設の現状

本市の廃棄物処理は、大和高田市クリーンセンターで行っており、ごみの分別収集の徹底等により、地球にやさしいライフスタイルを推進する拠点施設として、美しく住みよい環境づくりに取り組んでいる。

廃棄物処理施設の課題

- 効率的なごみ処理体制の確立
- ごみ処理の減量化

(2) 廃棄物処理施設の整備方針

ごみの減量化、資源化の推進による循環型社会の形成に向けて施設の計画的な更新を図る。

- ・将来のごみの量や施設の老朽化等を見計らいながら、効率的なごみ処理体制の確立を検討する。
- ・分別収集を徹底するため、市民への啓発を継続して行う。

7-9. 景観の形成に関する方針

(1) 現状と課題

景観の現状

丘陵地や自然地が少ない本市では、馬見丘陵の自然地や高田川等の水辺空間、及び市街地周辺に広がる農地などは、本市の貴重な景観資源である。

また、JR高田駅からシビックゾーンまでの幹線道路沿道は、優れた沿道景観を形成しつつあり、高田川の自然的景観と相まって東西・南北の景観軸として育成していくことが必要である。

さらに、都市核内に残る歴史地区における景観は、まち並みとしての連続性を喪失しているものの、本市の歴史文化を想起させるものであり、次世代に継承していくべき貴重な景観である。

景観形成の課題

- 水や緑を活かした都市景観の形成
- 歴史文化資源を活かした景観づくり
- 統一感のある景観の形成

(2) 景観形成の整備方針

本市の自然、歴史文化、沿道緑地景観などの景観資源を活用し、市民が愛着と誇りを感じるとともに、来訪者が本市の歴史文化や美しい自然景観を記憶にとどめるような景観の保全育成と創造を推進する。

①歴史文化資源を活かした景観の保全と育成

- ・本町・市町周辺に残る歴史文化景観については、市の宝であるとの認識のもと、地元の理解を深めながら、歴史的雰囲気醸し出すようまち並み景観の保全育成を図る。
- ・市内各地に点在する歴史文化資源のネットワーク化を進め、歴史文化豊かな大和高田市を創出する。

【本町・市町周辺の歴史地区の景観資源】



寺内町のシンボル「専立寺」



地区に残る商家



往時の繁栄を偲ばせる旧銀行建物

②快適な幹線道路沿道景観の形成

- ・J R高田駅からシビックゾーンに至る幹線道路沿道について、さらなる沿道緑化を推進し、沿道緑化シンボルロードの形成を図る。
- ・幹線道路と直交する高田川の緑地景観との相乗効果を発揮できるよう、緑豊かな沿道空間を形成する。
- ・沿道の一部に見られるような無秩序な緑地となることを防止するため、沿道居住者への啓発を行うとともに、身近なところから緑地景観を形成するよう地元に対して誘導を行う。

【シビックコア地区沿道の景観資源】



J R高田駅から西の沿道景観



シビックコア地区の沿道景観



高田川の緑地景観

③自然的景観の保全

- ・高田川や大中公園の千本桜については維持保全を基本としつつ、高田川と大中公園を連結するように桜並木の延伸を図り、高田川河川環境軸にふさわしい景観軸を形成する。
- ・市街地周辺に広がる農地の景観は緑地環境を形成する重要な要素であり、旧住居地区の屋根の景観も人が自然に働きかけてきた文化的景観でもあることから、旧住居地区の屋根並みも含めた農業景観の保全に努めるとともに、今後、新規に住宅開発を行う時は周辺の農業景観との調和を図るように誘導する。

【河川や農地等の景観資源】



農地と旧住居地区の屋根の景観



春の高田川の景観



春の大中公園の景観

④景観ネットワークの形成

- ・レンタサイクル事業と連携して景観資源巡りルートなども発掘し、市内に点在する景観資源のネットワーク化を進める。
- ・ネットワークの起終点は主要 3 駅周辺に設定し、ネットワークルートは商店街や歴史地区を通過するように工夫するなど、中心市街地の活性化にも寄与する景観ネットワークの形成を図る。

【大和高田市の景観資源】

北葛城郡
中和幹線

大谷山自然公園
藤森環濠集落
池尻環濠集落
築山古墳
有井環濠集落
商店街
高田城址
常光寺（八百屋お七の墓）
横大路
大中高田市総合公園
奥田の蓮取り行事
葛城川

さくら荘からの二上山
県道からの二上山
二上山眺望点
竹ノ内街道
静御前の墓
有井環濠集落
高田川
大中高田市総合公園
静御前の墓
奥田の蓮取り行事
奥田の蓮取り行事

藤森環濠集落
大きなおかげ燈籠
大きなおかげ燈籠
静御前の墓
静御前の墓
奥田の蓮取り行事
奥田の蓮取り行事

大中高公園と桜華殿
だんじり祭りの風景

大中高公園と桜華殿
だんじり祭りの風景

奥田の蓮取り行事
奥田の蓮取り行事

7-10. 都市環境の形成等に関する方針

(1) 現状と課題

都市環境の現状

本市の土地利用は、山林は0.3%しかないが、市内を62の河川（都市下水路を除く）が走り、多くのため池が存在するとともに、市街地周辺では豊かな緑空間を有する農地が広がっている。本市の北部には、大谷山という丘陵を活用した大谷山自然公園（市立公園）があり、本市の自然環境を体験できる場が整備されている。

都市環境形成の課題

- 市街化調整区域内での住宅開発への対応
- 河川やため池などの親水性の向上による保全意識の高揚
- 都市としての快適環境の形成

(2) 自然環境の保全の方針

本市は、北部の丘陵部や市街地周辺の農地などの豊かな自然に囲まれたまちである。これらの特性を持続し将来に継承していくために、自然と共生した生活を営み、自然と暮らしの豊かさを実感できる持続的なまちづくりを推進するとともに、環境負荷の軽減や自然との共生及び快適環境の創出を図り、質の高い都市環境を形成する。

①自然環境の保全と共生

- ・市民の自然環境を体感する場として、また自然レクリエーションの場として大谷山自然公園を含む丘陵部の自然環境の維持・保全を図る。
- ・生産活動や防災機能、生物生息環境の維持を図るため、市街化調整区域内の農地の保全を図るとともに、市街化区域内の生産緑地についても貴重な緑空間として維持保全を図る。
- ・市街化調整区域において区域指定地区に指定された区域については、無秩序な市街化の防止を図り、良好な住宅環境を形成するため、区域ごとの土地利用計画を策定することを検討する。
- ・市内を流れる河川や農地に介在するため池については、親水機能を高め、自然の循環機能や生物生息環境の学習の場としての活用を図る。



大谷山自然公園



松塚池



出屋敷公園とため池

(2) 生活環境の保全

- ・ 県道などの幹線道路の狭幅員区間については、できるだけ早期の整備を図り、交通渋滞を緩和することにより、CO₂の排出削減を図る。
- ・ 下水道整備や生活排水対策を推進し、公共水域の水質保全を図るとともに、ごみの不法投棄の防止と監視体制の強化を図る。

(3) 快適環境の保全と創造

- ・ 良好な住環境を形成している住宅地や新しい住宅開発などについては、緑地協定や地区計画などの導入により良好な緑地環境の維持保全や創出を図ることを検討する。
- ・ 道路舗装や街角のポケットパークなど、快適で個性豊かな景観形成に寄与する公共施設の整備を推進するとともに、地元意向を把握しながら歴史地区のまち並みの再生・創造を推進する。
- ・ 官民一体となって、工場敷地の緑化に取り組む。

7-11. 都市防災対策に関する方針

(1) 現状と課題

都市防災の現状

本市には、一級河川、準用河川、普通河川合わせて 62 河川あり（都市下水路を除く）、浸水の恐れを抱えていることから、主に震災・火災・風水害を対象に市民の生命と財産を守る安全な都市づくりが求められ、県による洪水防除対策が進められている。

また、密集住宅市街地についても、狭隘道路に加えて行き止まり道路による避難経路の確保が困難な地区となっている。

都市防災対策の課題

- 地震災害や洪水被害の可能性の高まり
- 避難場所の耐震性の確保
- 「減災」を目指したソフト対策の充実

(2) 都市防災対策の方針

市民の生命や財産を災害から守り、すべての市民が安心安全に暮らせるよう災害に強いまちづくりを推進する。

また、官民協働による防災体制を総合的に推進し、地域防災力を強化する。

①災害対策

1) 地震・火災対策

- ・東南海・南海地震発生の確率が高まっている中、地震ハザードマップを活用し、市民の防災に対する心構えの啓発を推進する。
- ・避難場所として位置づけられている公共施設の耐震化を計画的に進めていくとともに民間建築物や木造住宅の耐震化を促進する。
- ・防災上重要な地域や地震被害が想定される区域については、防火地域指定や準防火地域の拡大などを検討する。
- ・防災機能を有する公園整備に努めるとともに、ライフライン等の耐震性の向上による機能の確保を図る。

2) 水害対策

- ・奈良県の「浸水常襲地域における減災対策検討会議」がまとめた市内 10 地区について、対策率が早期に 100%となるよう、事業の円滑な推進を県に働きかける。
- ・豪雨時には自主的に避難準備をしてもらえるよう、洪水ハザードマップについて市民への啓発を進める。

②防災対策の強化

- ・町内会や自治会など、日頃から地域内で、さまざまな活動をしている集団を基盤に自主防災組織の結成を促進するとともに、地域内の学校、PTA などにも協力を呼びかけるなど、自主防災組織活動の充実を進め、地域防災力の向上を図る。
- ・地域の情報伝達体制の整備を進め、災害時の情報伝達体制の強化・充実を図る。
- ・県から「緊急輸送路」に位置づけられた幹線道路（県道大和高田斑鳩線）については、違法駐車等が常態化しないよう監視を行い、平生から通行に関して障害となるものがないように努めるものとする。

③地震防災対策事業の推進

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画について、次に掲げる事業は防災基盤のうち地震防災上緊急に整備すべきものとして、都市施設、土地利用に係るものについて整備を図るものとする。

- ・広域避難所及び一時避難所としての公園の整備
- ・地震災害時の防災活動において地域住民や自主防災組織が活用できるよう、耐震性貯水槽やため池等貯水施設の整備及び防災資機材の整備、その他消防用施設の整備
- ・緊急時における物資の輸送に必要な道路交通を確保するための道路の整備
- ・公立小中学校その他公共施設等の耐震性の向上のための補強整備